



平成 23 年 2 月 4 日

各 位

会社名 サトウ食品工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 元  
(コード番号 2923 東証第二部)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司  
(TEL 025-275-1100)

## 当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社が、平成 22 年 12 月 14 日付の「当社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で公表しました越後製菓株式会社（以下「原告」と言います）からの控訴提起に関し、この度控訴状並びに控訴理由書の送達があり、控訴内容が明らかになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 控訴の提起がなされた裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 知的財産高等裁判所
- (2) 控訴年月日 平成 22 年 12 月 13 日（控訴状送達日 平成 23 年 1 月 27 日、控訴理由書送達日 平成 23 年 2 月 3 日）

#### 2. 控訴を提起した者

- (1) 名称 越後製菓株式会社
- (2) 所在地 新潟県長岡市呉服町 1 丁目 4 番地 5
- (3) 代表者氏名 代表取締役 星野一郎

#### 3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、第一審同様の事項に関し、請求する。
- (3) 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

#### 4. 一審における訴訟内容

当社が製造・販売する切込み入り切り餅において、原告所有の特許権を侵害するものとし、原告より当該製品の製造・販売の差止め請求及び、14 億 85 百万円の損害賠償を求める訴えがなされたものであります。当社は、原告の訴訟に対し、当社製品は原告の特許権を侵害するものではないと主張してまいりました。

#### 5. 一審の判決内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 6. 今後の見通し

一審判決では当社の主張が認められましたが、控訴審におきましても当社製品は原告の特許権を侵害するものではないとして、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

また、現時点では当社の業績への影響はないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせ致します。

以上